

令和 7 年度

八幡市予算書

令和 7 年度八幡市予算一覧表

八幡市一般会計予算	1 頁
八幡市休日応急診療所特別会計予算	9 頁
八幡市駐車場特別会計予算	1 3 頁
八幡市国民健康保険特別会計予算	1 7 頁
八幡市介護保険特別会計予算	2 1 頁
八幡市後期高齢者医療特別会計予算	2 5 頁
八幡市水道事業会計予算	2 9 頁
八幡市下水道事業会計予算	3 3 頁

令和 7 年度

八幡市一般会計予算

令和 7 年度八幡市一般会計予算

令和 7 年度八幡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,500,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 27 日提出

八幡市長 川 田 翔 子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		10,366,400
	1 市 民 税	4,602,200
	2 固定資産税	4,175,600
	3 軽自動車税	178,400
	4 市たばこ税	547,000
	5 都市計画税	863,200
2 地方譲与税		152,076
	1 地方揮発油譲与税	34,100
	2 自動車重量譲与税	110,100
	3 森林環境譲与税	7,876
3 利子割交付金		7,100
	1 利子割交付金	7,100
4 配当割交付金		96,000
	1 配当割交付金	96,000
5 株式等譲渡所得割交付金		143,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	143,000
6 法人事業税交付金		148,000
	1 法人事業税交付金	148,000
7 地方消費税交付金		1,674,000
	1 地方消費税交付金	1,674,000
8 ゴルフ場利用税交付金		2,600
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,600
9 環境性能割交付金		34,100
	1 環境性能割交付金	34,100
10 地方特例交付金		53,000
	1 地方特例交付金	53,000
11 地方交付税		5,498,000
	1 地方交付税	5,498,000
12 交通安全対策特別交付金		7,500
	1 交通安全対策特別交付金	7,500
13 分担金及び負担金		54,545

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 負 担 金	54,545
14 使用料及び手数料		414,072
	1 使 用 料	375,878
	2 手 数 料	38,194
15 国庫支出金		6,690,588
	1 国庫負担金	5,151,815
	2 国庫補助金	1,503,235
	3 委 託 金	35,538
16 府支出金		2,374,026
	1 府負担金	1,549,063
	2 府補助金	565,766
	3 委 託 金	259,197
17 財産収入		13,267
	1 財産運用収入	13,261
	2 財産売却収入	6
18 寄 附 金		71,300
	1 寄 附 金	71,300
19 繰 入 金		1,917,280
	1 特別会計繰入金	20,482
	2 基金繰入金	1,896,798
20 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
21 諸 収 入		346,826
	1 延滞金、加算金及び過料	8,905
	2 市預金利子	800
	3 貸付金元利収入	2,345
	4 受託事業収入	4,961
	5 雑 入	329,815
22 市 債		3,426,320
	1 市 債	3,426,320
歳 入	合 計	33,500,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		290,800
	1 議 会 費	290,800
2 総 務 費		4,263,400
	1 総務管理費	3,548,400
	2 徴 税 費	339,200
	3 戸籍住民基本台帳費	265,100
	4 選 挙 費	43,500
	5 統計調査費	40,600
	6 監査委員費	26,600
3 民 生 費		15,061,200
	1 社会福祉費	6,428,700
	2 児童福祉費	6,013,300
	3 生活保護費	2,618,600
	4 災害救助費	600
4 衛 生 費		2,751,700
	1 保健衛生費	985,500
	2 清 掃 費	1,472,400
	3 上水道費	293,800
5 労 働 費		10,200
	1 労働諸費	10,200
6 農林水産業費		247,100
	1 農 業 費	233,900
	2 林 業 費	13,200
7 商 工 費		159,200
	1 商 工 費	159,200
8 土 木 費		3,106,200
	1 土木管理費	40,800
	2 道路橋りょう費	1,564,600
	3 河 川 費	70,400
	4 都市計画費	967,300
	5 住 宅 費	463,100

(単位：千円)

款	項	金 額
9 消 防 費		1, 124, 600
	1 消 防 費	1, 124, 600
10 教 育 費		3, 341, 200
	1 教 育 總 務 費	548, 000
	2 小 学 校 費	1, 205, 300
	3 中 学 校 費	309, 200
	4 幼 稚 園 費	165, 300
	5 社 会 教 育 費	1, 041, 100
	6 保 健 体 育 費	72, 300
11 災 害 復 旧 費		20, 000
	1 公 共 施 設 災 害 復 旧 費	20, 000
12 公 債 費		3, 104, 400
	1 公 債 費	3, 104, 400
13 予 備 費		20, 000
	1 予 備 費	20, 000
歳 出 合 計		33, 500, 000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
財 産 管 理 費	令和7年度から 令和8年度まで	23,000
介 護 保 険 事 業 計 画 等 策 定 費	令和7年度から 令和8年度まで	6,300
公 立 保 育 所 運 営 費 (公立保育所環境整備事業費)	令和7年度から 令和10年度まで	97,300
じ ん か い 収 集 車 整 備 費	令和7年度から 令和9年度まで	15,000
ご み 減 量 ・ リ サ イ ク ル 推 進 費	令和7年度から 令和8年度まで	7,500
市民スポーツ施設・都市公園等管理費	令和7年度から 令和8年度まで	85,000
公 営 住 宅 管 理 費	令和7年度から 令和8年度まで	80,000
G I G A ス ク ー ル 構 想 整 備 事 業 費	令和7年度から 令和12年度まで	316,000
学校施設長寿命化計画改訂事業費	令和7年度から 令和8年度まで	12,500
小 学 校 教 育 振 興 費 (小学校英語活動の推進)	令和7年度から 令和9年度まで	8,500
中 学 校 教 育 振 興 費 (中学校英語教育の推進)	令和7年度から 令和9年度まで	26,100

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等整備事業	千円 1,065,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
社会福祉施設整備事業	2,000	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	11,100	〃	〃	〃
上水道安全対策事業	122,500	〃	〃	〃
上水道脱炭素化推進事業	17,300	〃	〃	〃
じんかい収集車整備事業	2,000	〃	〃	〃
農業用施設整備事業	5,100	〃	〃	〃
道路等整備事業	634,400	〃	〃	〃
都市公園等整備事業	137,400	〃	〃	〃
下水道施設等整備事業	148,100	〃	〃	〃
公営住宅整備事業	134,100	〃	〃	〃
消防施設整備事業	108,000	〃	〃	〃
防災設備整備事業	24,700	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	314,600	〃	〃	〃
松花堂庭園災害復旧事業	39,400	〃	〃	〃
名勝松花堂及び書院庭園保存活用事業	4,400	〃	〃	〃
史跡買上げ事業	4,000	〃	〃	〃
借換債	652,220	〃	〃	〃

令和 7 年度

八幡市休日応急診療所特別会計予算

令和 7 年度八幡市休日応急診療所特別会計予算

令和 7 年度八幡市の休日応急診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

八幡市長 川 田 翔 子

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

令和 7 年度

八幡市駐車場特別会計予算

令和 7 年度八幡市駐車場特別会計予算

令和 7 年度八幡市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

八幡市長 川 田 翔 子

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

令和 7 年度

八幡市国民健康保険特別会計予算

令和7年度八幡市国民健康保険特別会計予算

令和7年度八幡市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,340,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月27日提出

八幡市長 川 田 翔 子

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		1,362,370
	1 国民健康保険料	1,362,330
	2 国民健康保険税	40
2 使用料及び手数料		1,082
	1 手 数 料	1,082
3 府支出金		5,186,307
	1 府補助金	5,186,307
4 財産収入		175
	1 財産運用収入	175
5 繰 入 金		778,260
	1 一般会計繰入金	645,600
	2 基金繰入金	132,660
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		12,700
	1 延滞金、加算金及び過料	6,000
	2 雑 入	6,700
10 国庫支出金		5
	1 国庫補助金	5
歳 入 合 計		7,340,900

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		61,634
	1 総務管理費	35,448
	2 徴 収 費	25,626
	3 運営協議会費	560
2 保険給付費		5,133,120
	1 療養諸費	4,419,000
	2 高額療養費	670,400
	3 移 送 費	100
	4 精神・結核医療付加金	11,500
	5 出産育児諸費	25,020
	6 葬祭諸費	5,000
	7 傷病手当金	2,100
3 国民健康保険事業費納付金		2,016,809
	1 医療給付費分	1,423,616
	2 後期高齢者支援金等分	443,702
	3 介護納付金分	149,491
4 保健事業費		123,110
	1 特定健康診査等事業費	73,514
	2 保健事業費	49,596
5 基金積立金		175
	1 基金積立金	175
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 諸支出金		5,051
	1 償還金及び還付加算金	5,051
8 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		7,340,900

令和 7 年度

八幡市介護保険特別会計予算

令和 7 年度八幡市介護保険特別会計予算

令和 7 年度八幡市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,765,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 27 日提出

八幡市長 川 田 翔 子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1, 549, 857
	1 介護保険料	1, 549, 857
2 使用料及び手数料		155
	1 手 数 料	155
3 国庫支出金		1, 455, 865
	1 国庫負担金	1, 159, 379
	2 国庫補助金	296, 486
4 支払基金交付金		1, 780, 734
	1 支払基金交付金	1, 780, 734
5 府支出金		958, 029
	1 府負担金	909, 034
	2 府補助金	48, 995
6 財産収入		100
	1 財産運用収入	100
7 繰 入 金		1, 021, 000
	1 一般会計繰入金	980, 000
	2 基金繰入金	41, 000
9 諸 収 入		160
	1 延滞金、加算金及び過料	39
	2 雑 入	121
歳 入 合 計		6, 765, 900

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		62,320
	1 総務管理費	13,140
	2 徴 収 費	8,070
	3 介護認定審査会費	41,110
2 保険給付費		6,365,000
	1 介護サービス等諸費	5,740,000
	2 介護予防サービス等諸費	286,200
	3 その他諸費	7,000
	4 高額介護サービス等費	179,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	23,150
	6 市町村特別給付費	650
	7 特定入所者介護サービス等費	129,000
3 地域支援事業費		335,630
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	217,520
	2 一般介護予防事業費	12,670
	3 包括的支援事業・任意事業費	104,670
	4 その他諸費	770
4 基金積立金		100
	1 基金積立金	100
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
6 諸支出金		1,849
	1 償還金及び還付加算金	1,849
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		6,765,900

令和 7 年度

八幡市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度八幡市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度八幡市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,576,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

八幡市長 川 田 翔 子

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

令和 7 年度

八幡市水道事業会計予算

令和7年度八幡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度八幡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項目 水源		令和7年度末		年 間	1 日 平 均
		給 水 人 口	給 水 戸 数	総 給 水 量	給 水 量
月夜田受水場系 (自己水・府営水)		人	戸	m3	m3
		44,248	21,879	4,145,008	11,356
美濃山浄水場系 (自己水・府営水)		23,025	9,882	2,732,345	7,486
分水	京都市	528	258	50,911	140
	久御山町	165	81	20,939	57
	枚方市	13	6	5,727	16
合 計		67,979	32,106	6,954,930	19,055

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,747,275 千円
第1項 営業収益	1,401,796 千円
第2項 営業外収益	345,454 千円
第3項 特別利益	25 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,635,133 千円
第1項 営業費用	1,567,684 千円
第2項 営業外費用	55,857 千円
第3項 特別損失	1,592 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額332,880千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,646千円、過年度分損益勘定留保資金266,234千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	863,648 千円
第1項	企 業 債	519,000 千円
第2項	負 担 金	9,761 千円
第3項	国 庫 補 助 金	131,217 千円
第4項	水 道 加 入 金	63,870 千円
第5項	出 資 金	139,800 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	1,196,528 千円
第1項	建 設 改 良 費	967,888 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	224,101 千円
第3項	国 庫 補 助 金 返 還 金	1,539 千円
第4項	予 備 費	3,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり定める。

事 項	期 間	限 度 額
月夜田受水場非常用自家発電機室等詳細設計業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	56,000千円
第3号取水井更新工事	令和7年度から 令和8年度まで	72,100千円
美濃山浄水場中央監視装置機能増設業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	15,400千円
料金システムeLTAX対応業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	6,800千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	千円 507,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
防災対策事業	11,700	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円 と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1 営業費用と営業外費用の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 185,962 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、154,000千円である。

令和7年2月27日提出

八幡市長 川田 翔子

令和 7 年度

八幡市下水道事業会計予算

令和7年度八幡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度八幡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 処理区域内戸数 | 34,680 戸 |
| (2) 年間総処理水量 | 7,686,000 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 21,058 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ・管渠等整備事業 | |
| ・改築更新事業 | |
| ・地震対策事業 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下 水 道 事 業 収 益	1,673,966 千円
第1項	営 業 収 益	1,121,857 千円
第2項	営 業 外 収 益	551,659 千円
第3項	特 別 利 益	450 千円
支 出		
第1款	下 水 道 事 業 費 用	1,642,329 千円
第1項	営 業 費 用	1,569,347 千円
第2項	営 業 外 費 用	60,982 千円
第3項	特 別 損 失	2,000 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額392,083千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,712千円、過年度分損益勘定留保資金371,371千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	346,300 千円
第1項	企 業 債	174,500 千円
第2項	国 庫 補 助 金	23,500 千円
第3項	他 会 計 補 助 金	148,300 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	738,383 千円
第1項	建 設 改 良 費	416,311 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	318,372 千円
第3項	預 託 金	700 千円
第4項	予 備 費	3,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
吉野遊園雨水地下貯留施設 設置工事	令和7年度から 令和8年度まで	160,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 72,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
流域下水道事業	102,200	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1 営業費用と営業外費用の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費

97,309 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、440,300千円である。

令和7年2月27日提出

八幡市長 川田 翔子

